

令和6年度 大野城市人権政策審議会 第2回会議 議事録

日 時 令和6年7月31日（水）10：00～11：10
場 所 大野城市役所 本館2階 212会議室
出席委員 溝口会長 見城副会長 坂本委員 佐藤委員 川邊委員 大林委員
安成委員
欠席委員 田丸委員 井石委員 松岡委員
事務局職員 〔人権男女共同参画課〕 永野課長 高地係長
欠席職員 〔人権男女共同参画課〕 村田主任臨床心理士

〔開会 14時00分〕

- 1 開会
- 2 会長あいさつ 溝口会長よりあいさつ
- 3 議事

○永野課長

それでは、議事（1）について説明をいたします。

令和5年度進捗状況報告書（案）に対するご意見一覧についてでございます。

前回、第1回の会議の後、委員の皆様からご意見をいただきました。短い期間の中
ご提出くださいますして、誠にありがとうございました。そうした皆様からのご意見を
内容に応じて分類をさせていただいて、今回2種類の資料を送付させていただいてお
ります。

まず、別紙1ですが、こちらはいただいたご意見のうち、事業に対するご質問や文
言等の誤りについてのご指摘などをまとめたものでございます。ここの左側の欄は、
そのご質問やご指摘を記載しており、こちらの右側の欄にそれらのご質問に対する回
答やご指摘に対する報告書の修正案などをまとめております。これらについては、進
捗状況報告書審議会意見欄に記載しないものとして提案をさせていただいております。

続いて、別紙2ですが、こちらはいただいたご意見のうち、事業に対する意見とし
て進捗状況報告書の審議会意見欄に記載を行うものとして提案させていただくもので
ございます。こちらは、左側の欄に皆様からの意見を記載しており、それらを基に事
務局で作成した進捗状況報告書の審議会意見欄に記載する文案を、右側の欄に記載さ
せていただいております。

それでは、別紙1から説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○溝口会長

まず、別紙1から説明をいただいて、それぞれ質問された方が今の回答でいいかどうか、もうちょっとこんなふうに考えてほしいとかというのがあれば、後でまたご意見ください。

では、資料1の説明をお願いします。

○永野課長

それでは、別紙1から説明をさせていただきたいと思いますが、こちらのご質問やご意見については、いろいろな文言等の修正等の指摘というところでございます。こちらの進捗状況報告書の書類と併せてご覧いただければと思います。

それでは、上から順に行きたいと思いますが、まず7ページでございます。

こちらは佐藤委員からご意見をいただいておりますが、学校教育のところの、自尊感情を育む教育の推進に関する令和6年度事業計画について、目標値を下回っているにもかかわらず、事業名だけが載っているということかと思うのですが、きちんと改善に向けた方向性を示してもらいたいというようなことかと思えます。

教育支援課から提出いただいた分ですね。これは、下回っているところが、「いのち」を守る研修会の参加者について、満足度、あと記載の中では集客も以前に戻っていないというところもございましたので、それについて記載をさせていただいております。

内容としましては、「いのち」を守る研修会については、学校及び関係団体へより強く参加の呼びかけを行い、参加者数の回復につなげます。また、研修会の満足度について講師と事前の打合せを十分に行い、内容の充実を図りますという回答になっております。

これは、つい先日、先週の木曜日にございまして、行かれた委員の方もいらっしゃるかと思うのですが、集客については、今回聞き取ったところ、学校についてはコロナ禍前と同じレベルでの呼びかけは行ったとのことでした。去年はコロナが5類移行後間もないので、そこまでの強い呼びかけを行わなかったのですが、今年は少々強めの呼びかけを行ったということだったのですが、数値上では去年と同数程度でした。去年は、子供たちの発表が長時間ございまして、保護者の数が結果的に多かったという点もあったと思うのですが、今年は講演だけということもあり、去年と同程度の数

だったと聞いております。

一個一個じっくり話すと時間がなくなりますので、次、12ページ、これは溝口会長から、「あなたらしく、わたしらしく」という男女共同参画啓発冊子のアンケート数についてのご質問をいただいております。アンケート回答数が年々減少しています。目標回答数は年間100件です。具体的な方法はありますかという主旨のご質問かと思っております。

この全戸配布という形の資料ですので、アンケートを取るのもなかなか難しいところがございます、特に始めた当初はなかなかアンケートが回収できないというところで、3年前からクロスワードパズルとかクイズをつける等の工夫を行い、回答を出していただいた方には大野城グッズのようなものを差し上げたりするというような形で、一時期70件から80件程度伸びましたが、また年々下がってきているというのが現実的なところでございます。70～80件のアンケートでいいのかというところもあるのですが、やはり積極的に取りにいかないとアンケート回収数は増えないと思うので、全戸配布なのですが、重ねてアスカラ等に市民の方々にお集まりいただいた際などに、改めて資料を配布してご意見をいただくというような形で、積極的にアンケートを取りに行くことによって、回答数が増加するように努めていきたいと思っております。

資料に記載していることは以上のような主旨のことを書いております。

次、13ページ、コミュニティ別研修会の推進というところで、坂本委員からいただいております。

令和5年度は、コミュニティ別人権・同和問題研修会として、各コミュニティセンターで講話が開催されていますが、参加者の年代層はどのような状況でしょうか。さらに動画配信されているが、周知広報の方法はどのようにされているかお伺いしますという意見でした。改めて参加者の年代を確認いたしまして、年代としては30代から50代の方が一番多いと。各年代がそれぞれ30代、40代、50代、25%ずつぐらいの感じでした。で、全体の4分の3を占めていると。残りは20代以下と60代以上がそれぞれ10%程度を占めています。

動画配信については、広報、ホームページ、市内施設等配布するチラシなどにより周知するほか、職員に対しては庁内掲示板により周知を図っていますということを記載しております。年代については、比較的満遍なくというところがございます。

周知については、こういった形で周知しているんですが、一つ動画を作っていると

ころとしては、職員が以前はかなり強めに参加を呼びかけていたので多く来ていたのですが、その一方で会場がすごく混み合ったり、駐車場がなくて四苦八苦したりというところもあったのと、まだやっぱりコロナが今もはやっていますが、多いというところで、今のところ職員の参加者数を以前のように呼びかけをしていなくて、会場に来る人は来てもらって、そうじゃない人は動画を見ていただく形で使っているところでございます。

内容については特に去年、今年も割と好評だったんですが、各参加されたコミュニティの方が、職員に見せようということで、資料を講師からもらって見せたりというようなことをしていただいている方もいらっしゃいます。動画配信形式はいろいろ大変なんですけど、有効だと考えているところでございます。

次、31ページに行きます。これは川邊委員からご意見をいただいています。ホームページの啓発記事の掲載はよいことと思いますが、閲覧数の調査があれば効果が分かりやすいと思いますということで、閲覧数についてホームページの担当課ではすぐには閲覧数を把握できないのですが、把握事態は可能な見込みですので、確認の上、記載をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次は、誤植でして、同じく31ページ、6年度事業計画のところの「臨機黄変」という字が間違っておりました。大変申し訳ございません。「黄」の字を「応じる」の「応」に修正をさせていただきます。この修正も含めてですが、次回第3回の会議で、個々に審議会意見等を加えた形で改めてつくり直しますので、その際に修正をさせていただきたいと思います。

続いて、36ページをご覧ください。人権同和推進員職員初級中級講座とあり、両方とも演題及び講師が同様のようですが、内容は違うのでしょうかということで、坂本委員からいただいております。対象者をどのように分けているのでしょうかということですが、内容は基本的には大体同じような感じでございます。昨年度、初級・中級講座とも同和問題に関してよりリアルに差別の現実を学ぶため、隣保館へのフィールドワークを実施しましたということで、筑紫野市の京町隣保館に行かせていただきました。そのため、両講座ともこの隣保館に勤務されてある長野健一先生に講師をお願いしました。基本的には同じ内容なんですけど、初級講座の方と中級講座の方でちょっと話し方というか、話す内容を少し変えてもらって話をしてもらっています。

初級講座と中級講座の受講者の違いは、過去に初級講座を受けた人が中級講座を受

けられるという形になりますので、その違いということになります。フィールドワークは十数年前までは、今回と同じように実施していたのですが、しばらく途切れておりました。今回は久々に、非差別の当事者の話を聞く、その現場を見るということが大切だろうということで、フィールドワークを復活させようというときに、初年度については初級講座も中級講座も実施するというところで実施をさせていただいたのですが、今年度以降は中級講座だけにするかどうするかというところは、まだ考えているところでございます。

以上でございます。

次、46ページをお願いします。これは、中学校デートDV防止研修についてのお話で、平野中学校の受講人数が60人と多いということですが、教職員以外の参加もあったのでしょうかという質問についてですが、平野中学校はずっと全職員受けていただいております。ほかの学校では中学校2年の担任と、あと指導に関連する教諭であったり、全員の受講という形式ではないのですが、平野中学校はずっと全員受けていただいております。

どなたが受けるかというのは、学校のご都合もありますので、学校にお任せをしております。少なくとも、中学校2年の生徒向け研修を受ける生徒の担任や、その指導をする担当の人は受けていただき、それ以外の方は受けられる受けられないについての判断は学校にお任せしますという形を取っておりますので、平野中学校は伝統的にほとんど全員受けているところでございます。なので、教職員以外の参加があったということではありません。

次、54ページをお願いします。坂本委員からですが、市内の全小中学校で家庭教育学級が実施され、各校で講話や実技実習が実施されたとのことですが、どのような内容なのかお伺いしますということで、担当課から割と細かい内容の回答をいただいております。講話の内容としては、子供のよりよい成長に関すること、親として悩みや不安の解決に関すること、市民性を身につける学習に関することということをテーマにして、体験があったり講話であったりというところで実施をしているという回答をいただいております。こちら、詳細についてはご覧いただければと思います。

次、57ページをお願いします。これは川邊委員からと、あと次のページで安成委員からもご質問をいただいております。質問が重なっていたので本当はまとめるとよかったんですけども、同じような回答となっております。いただいた内容としましては、就学援助費の支給が100%でないのはどのような理由でしょうかということ、

内容の分析をお願いしますということと、安成委員は、86%以上とありますが100%にならないのかという意見が、次のページの真ん中の部分ですが、それぞれご質問をいただいておりますので、これについて内容を読みますと、就学援助対象児童生徒の新入学用品費の入学前支給率とは、入学前に当たる前年度の1月から入学後の今年度6月までに就学援助を申請し認定となった新1年生のうち、入学前の前年度1月から3月までに新入学用品費を支給した1年生の割合となりますということです。大野城市の場合、6月までに申請すれば、そこで認定になっても4月に遡って支給されますということになっておりますので、新1年生の児童生徒がいる場合は、前年度の1、2月に早期申請ができて、早期申請で認定となった1年生については、入学前の3月までに新入学用品費を支給しています。その入学前に支給した生徒の割合が85.3%ということなので、残りの約15%は入学後に支給をされて、その後に遡及してもらっています。ただ、できるだけこちらとしては、入学時にお金が必要ということでの申請ですので、なるべく早く入学前までに支給をさせていただこうということと呼びかけを行っているということでございます。

次、57ページをお願いします。こちら、佐藤委員から最初の質問と同じく、ここも下回っているにもかかわらず、具体的な改善計画が記載されていないということで、ご指摘をいただいているところでございます。こちらについても、この欄の上の質問は先ほどご説明した内容なのですが、事業計画のアッププランについて次のとおり修正しますということで、令和7年度入学予定の就学援助支給対象児童生徒の新入学用品費、入学前支給率86%以上の実施に向けて、新入学前後に対象家庭に配布するお知らせについて、より保護者に伝わりやすい内容となるよう改善に務めますというような回答をいただいております。

その下は先ほどご説明しましたので、飛ばさせていただきますので、71ページをご覧ください。溝口会長からご意見いただいておりますが、障害者差別事象に対する相談対応で令和5年度0件とのこと、ここ数年の状況を知りたいというふうにいただいておりますので、福祉サービス課からの回答では、令和元年度に1件、これは幼稚園児が難病の診断を受けた際、園から不当な差別的取扱い、通園不可などの説明を受けたとの相談が、保護者から県及び市子育て支援課へ行われ、県及び市から園に事情聴取、協議等を行ったもので、通園可能と改め保護者に説明を行ったという事例がありましたということでした。令和2年から4年度は、こういった案件は起こっていないことから、0件と回答されているということです。

同じく、71ページ目のところなのですが、こちらは学校での差別事象について、各学校はどういう内容・発言を差別事象と捉えているのかということで、溝口会長から質問をいただいております。大野城市では、「ガイジ」「キチガイ」「ショウガイ」などの発言及びこれに類する発言を差別事象と捉え、学校に報告を求めています。もう今、すごく増えているのが、「キチガイ」発言ですね。本課も対応に参加しているところなのですが、多分、インターネット、Youtube等の影響が強いのかなというところでございます。

次、77ページ、川邊委員からのご指摘で、これも誤植でございまして、大変申し訳ございません。これは、令和5年度実績のところですが、外国人向け「合成情報」となっているところが、「行政情報」の間違いというところで、ご指摘のとおりでございます。こちら次回修正したものをお出ししたいと思います。

82ページ、安成委員からのご指摘で、子供たちのインターネット使用に関する保護者の研修会についてこのページで記載しておりますが、どういう形で実施されたのか、また保護者がどのくらい参加されたのかというところのご質問でございまして、確認したのですが、基本的にはこの保護者と学ぶ規範意識学習会というのは、各学校で実施されているのですが、児童生徒と保護者が一緒に講話を聞くというような形のものが多いというところで、参加した保護者の数については教育委員会では把握していないという、おそらく参観のような形式でやっているの、来られている数までは把握をされていないのかなと思います。

次は、事務局の記載の誤りでして、87ページのところに、人権の花運動について書いております。これは、令和5年度実績のところの学校名が大野東小学校となっていたのですが、これは一昨年そのままの内容になっておりまして、大変申し訳ございません。これは大利小学校に訂正をさせていただきます。それから、児童数を164名を159名に訂正をいたします。そのほか、日付等に関しては、大利小学校の内容に書き換わっておりますので、そこだけ漏れがありましたので、こちらは次回会議において修正をさせていただきます。

それから、井石委員から、今日のご欠席ですが、前回説明させていただきました「同和問題」の表記を、「同和問題（部落差別）」に修正をする必要があるんじゃないかということでいただいておりますので、これも次回第3回会議において、修正をさせていただきますものをお渡ししたいと思います。

あと、全体的に松岡委員から細かい部分で書式がばらばらなところがあるので、よ

く見直していただきたいというところでございます。段ずれとか点の打ち方とかで、ばらばらなところがあるというご指摘を受けていますので、きちんと精査して、次回第3回の会議でさせていただきたいと思います。

それから最後に、大林委員から前回お示しした意識調査表についてご意見をいただいております、調査票の自由記述欄で、市民が主体となった人権啓発事業や各種講演会への参加などについて市民の意見やアイデアを求めているということでご意見をいただきました。自由記述欄について、そういった内容を特に記載してくださいと呼びかけを行うことも可能であったのですが、実は前回ご意見を求めたのが締切りが短くて、6月24日までにいただければ反映できるかもというお話をしていたのですが、ちょっとご提出が遅かったので、その前に決裁を取って内容を確定させてしまったので、こういった形を取ることが難しいんですが、もちろん自由意見として出てくるものの中には、そういった市民の意見やアイデアというものも含まれてくる場合がございますので、それについてはきちんとしっかり精査して、反映できるものについては反映していきたいと思っておりますので、ご了承いただけたらと思います。以上でございます。

○溝口会長

ありがとうございます。今、質問された方のことに対して回答がなされましたが、それについて再質問とかご意見があればお受けしたいと思いますが。よろしいでしょうか。

分かりました、ありがとうございます。

では、別紙2の説明をお願いします。

○永野課長

引き続き、別紙2について説明をさせていただきます。

まず、9ページです。また前に戻っていただいて、安成委員からいただいておりますが、まず読ませていただきます。この別紙2については、いただいたご意見の回答はまだ記載をしておりませんので、この意見をこの報告書の下から2段目の審議会意見欄に記載するに当たってこういう書き方をさせていただいて、これについては次回までに担当課への回答を求めたところで、全て記載した形で提案させていただくという流れになっておりますので、その点を踏まえてよろしくお願いいたします。

まず、ご意見としましては、家庭教育合同講演会が年3回開催されていて、保護者にとってよい学習の機会が設けられていてよい取組だと思いますと。登録学級生が

313名おられるのに、保護者が1回目61名、3回目63名、結果20%の参加率、もっと多く参加してほしいというところでございます。ちょっと省略させていただきまして、学級生を増やすには、広く保護者に呼びかけるのはどうだろうかというところでございます。

この意見を踏まえて、事務局からの記載案を読ませていただきます。年3回開催されている家庭教育合同講演会は、保護者にとってよい学習の機会であると思われるが、登録学級生の参加率は決して高くない。参加募集に当たって、学級生だけでなく、広く保護者に呼びかけてはどうか。また、それによって家庭教育学級への新たな入会につながるのではないかと思うという文案にさせていただいております。

とりあえず、全て通して説明させていただいた上で、ご確認を取りたいと思います。

次は、溝口課長からいただいております。12ページのところです。「みんなのしあわせのために」は、各家庭には全戸回覧では行くが、内容をじっくり見てもらっていないような気がします。よければ、来年度から全戸配布ができないものだろうかというところでご意見をいただいております。

これにつきまして、審議会意見欄に記載する文案としましては、人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」について、内容をじっくりと市民が閲覧できるように、全戸回覧でなく全戸配布を検討してもよいのではないかというふうにまとめさせていただいております。

次、13ページでございます。これは、コミュニティ別研修会についてなんですが、坂本委員からご意見をいただいております。平日の開催のようですが、土日等の休日の開催は困難でしょうか。講話のテーマからすれば、若年層への取組が望まれると思料しますというところでございます。

コミュニティ別人権・同和問題研修会は平日の開催であるが、講演のテーマ等によっては若年層の参加を促しているために、土日等休日の開催を検討してもよいのではないかという文案でまとめさせていただいております。

次は、15ページをお願いいたします。こちらは、人権を学ぶ講座、人権週間講演会などについてのご意見でございまして、大林委員からご意見をいただいております。本年度は引き続いてオンライン開催と講演会等の開催を併用した取組がなされ、ある程度の成果が見られた。今後さらに、参加経験のない市民参加を促していくためには、例えば集客力のある講師や、市と招聘した講演会の周辺自治体との共同開催、国・県単位での動画作成配信など、引き続いて費用対効果の部分で踏まえた様々な工夫が求

められるというところで、さらなる事業推進に向けて全庁的な推進体制の見直しとともに、関係機関、関係団体との連携強化が望まれるというところなのですが、少し文案が少し長くなってしまったんですが、人権教育啓発の推進に係る講演会が行われているが、これまで参加したことのない市民参加を図るために、費用対効果を踏まえた上で、動画配信と会場開催の併用により、ある程度の成果が見られるが、今後さらに参加経験のない市民の参加を図るには、例えば集客力のある講師やゲストを招聘した講演会の周辺自治体との共同開催、国・県単位での動画作成や配信など、引き続いて費用対効果の観点を踏まえた様々な工夫が求められる。さらなる事業推進に向けて、全庁的な推進体制の見直しとともに、関係機関や関係団体との連携強化が望まれるという形で、まとめるというよりは、少し言葉を足して分かりやすくと言ってはおこがましいんですけども、少し言葉を足させていただいているところでございます。

次、46ページをお願いします。こちらは、女性への暴力の根絶に向けた研修会の実施等というところでございます。DV防止のための講座の実施はもちろん必要で続けていただきたい。その中で、被害者に対しては支援、相談、医療費等取り組まれているが、問題である加害者対策は具体的（相続再発防止体制は福岡県にはあるが）に取り組まれていない。性教育の段階から取り組む必要がある。DVのある家庭に育った子は、大人になりDVを起こす可能性が強い。性暴力根絶に向けた教育に取り組んでほしい。性暴力の責任は加害者にあり、許されるものではありません。自分も他者も尊重する在り方・接し方を学ぶ研修の機会をとということではいただいておりますが、審議会意見案としては、DV防止に関して被害者支援は様々な取組がなされているが、加害者対策は不十分である。子供たちの教育の段階から、性暴力根絶に向けた取組を進めていただきたいという文案をつくらせていただきました。

次は、48ページをお願いします。こちらは、地域における女性活躍推進事業ということで、「生き生きと輝く女性応援事業」が記載されております。見城委員からですが、予定の事業は実施できたかもしれないが、内容に記載してある地域につなげるというところにつながないと担当課も課題としているように、もう少し工夫した取組が必要かと思っておりますということで、文案としましては、「生き生きと輝く女性応援事業」について、講座受講後に地域活動につなげるために、もう少し工夫した取組が必要ではないかという文案にさせていただいております。

次、51ページです。いじめの防止のための取組の推進ということで、見城委員からいただいておりますが、いじめと認定するための条件をクリアしなければ、いじめは

なかったとは言えないのではないのでしょうかということで、もう少し丁寧に事実を把握しないといじめはなくなりません。自己評価Aは見直すべきだと思います。

これが、おそらく最近報道されている件に関連する話だと思うのですが、このことについてはいじめと認定していないわけではなく、最初からいじめと認定しているんですが、重大事態に認定するための要件について、いろいろと言われていたというところですので、そういうふうな解釈でよろしいでしょうか。書き方としてどう書くかなという、少し迷ったところではあるんですが、そのところを……。

○見城副会長

どっちにしても、いじめ自体はあったんだいうところを、ちゃんとみんなが認識する必要があるんじゃないかなというか。よっぽどのがない限り、いじめとは思われてないようなところがあったりして、あんまり深くみんなが手を差し伸べていないようなところが感じられたので。だから、1回や2回の、言葉としてはふざけるみたいな感じのはそうじゃないかもしれないんですけど、例えばこんなところまでひどくならないといじめじゃないとかじゃなくて、ひどいいじめにつながりそうな事案があれば、それはいじめだなとみんなが認定するような、この書き方でいいんじゃないかと思います。

○永野課長

分かりました。重大事案の認定についての話なら、ちょっと書き方を変えないといけないなという思いもあったのですが、いじめそのものの、先ほど見城委員がおっしゃっていただいたような内容であれば、いじめそのものですよね。

○見城副会長

はい。

○永野課長

その認定ということであれば、一応それを前提にした文案にしておりますので、いじめの事実に基づいてももう少し丁寧に把握する必要があるのではないかという文案でまとめさせていただいているところでございます。

ちょっとこのまま進めさせていただいて、もしあれば、またご意見いただければと思います。

次、60ページをお願いします。これも見城委員からいただいております、地域福祉活動の充実というところなのですが、高齢者の見守りの中にペットとどう生活しているかの確認が必要だと思います。まず、ペットの有無、自身が入院時等にお世話し

てくれる人がいるか、特に猫の場合避妊・去勢がしてあるかなど、事が起きてからでは大変になります。高齢者だからといって、ペットと生活できないわけではないので、環境を整える必要がありますということでいただいております、文案としましては、地域で暮らす高齢者を支援する中で、ペットを適切に飼育する環境が整えられているか。万が一、飼い主が飼育できなくなったときに、別の方が飼育できるかということも、支援の観点に加えるべきではないかという文案にしております。

最後、4ページ目でございます。82ページをご覧ください。安成委員からいただいておりますが、保護者に向けた啓発の推進ということで、先ほどもちょっとご質問ありましたが、内容を分けさせていただいて、こちらで、子供を守るためにも親（保護者）もインターネットに向き合わなければなりません。規範意識学習会を毎年継続されることを望みますということでいただいております、文案としましては、子供を守るために親（保護者）もインターネットの利用に関する正しい知識を身につける必要がある。規範意識学習会を毎年継続的に実施されることが望ましいというふうに記載させていただいております。

次、85ページをお願いします。これは溝口会長と見城委員からいただいているものでございまして、こちらは報道もされておりますが、ハラスメントについての対応についてでございます。これは二つございましたので、もう文案を読ませていただきます。

職員に対するハラスメントの相談窓口について、外部相談員の導入やハラスメント専門の第三者委員会を設置するべきではないかと文案にさせていただいております。

最後、大林委員から、最後の表についてというところでいただいているんですが、これについては全体的な内容になりますので、総括的な指摘事項という取扱いでこのような運用にさせていただければというところで記載をさせていただいております。内容を読ませていただきますと、今年度から評価項目が課題と評価に分ける改善がなされ、現状の問題点を把握しやすくなった。ただ、単年度の事業計画と実績の自己評価という現状のやり方が、もともと課題自体に抽象的なものが多く、測定や評価基準の曖昧さと相まって、目的と結果が混同しがちで、目先の結果に関心が向きがちである。5年ごとの実施計画の見直しにおいて前提にとらわれず、有効性と効率性という観点から改めて事業評価を行うことが、PDCAサイクルの確立につながるということでご意見をいただいております。

これを総括的指摘事項として、次のような文案でまとめさせていただいております。

総括的指摘事項は、この前のところに全体に対する意見として出せるものでございます。

今回から評価項目が、評価を分ける改善がなされ、現状の問題点を把握しやすくなったが、単年度の事業計画と実績の自己評価という現状のやり方は、目先の結果に関心が向きがちである。5年ごとの計画の見直しにおいて、課題設定の方法や評価基準の在り方を明確にするとともに、長期的な視点で有効性と効率性という観点から改めて事業評価を行うことが、PDCAサイクルの確立につながるのではないかとまとめさせていただいたところでございます。

別紙2の説明は以上でございます。

○溝口会長

別紙2について、審議会意見として載せるという案を出されていますが、意見を出された皆さんでここはもう少しとか、さらにお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

○佐藤委員

2点ありまして、1点目は地域別研修会について、私も参加させていただいて、すごく勉強になって、マイノリティーとマジョリティーの関係とかいうことは私も知らなかったの、すごく意識づけにいい内容だったなと思いました。

○永野課長

ありがとうございます。

○佐藤委員

それで、参加されている方を見ると、やはり何かしらコミュニティに携わっている方がほとんど現状なんじゃないかなと思ったので、もう少したくさんの方が参加してくれたらいいなと思ったんですけども、回覧にはコミュニティ別の研修会があるよというのは、折り込みというか、そういうものはされていらっしゃるのでしょうか。

○永野課長

回覧は各区にお願いしております。

○佐藤委員

そしたら、何も携わっていない方でも行けるような内容、行きやすいような、何かそういうところは行きづらいなという思いがやっぱり強いと思うので、そういう目線で、携わっている方は見なくても多分行かれる方ばかりなので、一般の方が対象のようなプリントというか、チラシを作成していただければなと思います。

それと、2点目なんですけれども、安成委員がおっしゃっている4ページ目のインターネットに関する問題などですけれども、これは保護者としてもやはりすごく感じるところで、特に中学生となると、学校の中で研修が行われているのですけれども、保護者が逆に分かっていないというか、自分に問題が起きるということが分かっていない現状があって、中学生になるとどういったコミュニケーションをやっているのかというのは保護者は分からない部分があるんですけれども、小学生が例えばLINEを持ったりとかいうことでいろんなトラブルとかがあるけれども、保護者がどうやってそれに対応したらいいか分からないとか、その中で子供同士が人権のないような言葉を発したりとか、そういうことが起きているので、それを小学生だから持たせるなというわけにも今いかない状況で、逆に私は小学生だからこそ保護者の目が届くところでそういったことを、もう中学生になると一々口出しはできなくなりますが、できれば小学生がそういったことを、保護者の監督の上でコミュニケーションを取って、何か起きたときにすぐに保護者が手助けできるような状況になればいけないのに、保護者がどういう現状、例えばグループとかそういった中でいろんなトラブルが起きても、どうやって対応すればいいのか分からなくて、逆に教えてほしいという保護者が結構多いんじゃないかと思うので、それは学校単位で動いていらっしゃるような学校があるんですけれども、市としてそういう取組をあまりまだ見たことがないような気がして、小学生にスマホを持たせることを容認するというのが、ちょっと市がするのも難しいところがあるのかなとも思うんですけれども、現状ではやっぱり小学校高学年になると、この間先生に聞いたら、もうクラスのほとんどの子がそういったコミュニケーションをLINEでしているということだったので、実際蓋を開けると使っている子たちが大半なので、その現状を踏まえた上で、何かしら市としても想定して、こういうふうなことに気をつけて人権を尊重しましょうみたいなチラシでもパンフレットでも、何かすぐ困ったときに手に取れる場所にあればいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○溝口会長

ありがとうございました。ほかに何かございますか。まとめて少しまた後で、司会に行ってもらったら。

○見城委員

時間がないので、かいつまんで言いますけど、私のです、別紙2の3ページの、高

齢者に関する問題のところなんですけれども、私の文章の中では言ってなかったんですけど、実はもし載せてもらえるのだったら、例えば担当課がすこやか長寿課なんですけれども、課を越えて、福祉課とか環境課とか、そういうところも携わってくる問題なので、課を越えてというか、課を結んでこういうことを解決していったらいいなと思うので、その一言がもし入るならば、課を結んで、関係してくる課を結んだりとか、課を越えてというか、そういう言葉を入れていただけたらと思います。

以上です。

○永野課長

分かりました。

○溝口会長

ほかはございませんか。

○大林委員

時間のないのに、申し訳ありません。85ページで、これは溝口委員と見城委員から、職員に対するハラスメントの問題について意見が挙がっていますが、私はこれ、大きな深刻な問題だろうというふうに受け止めております。

○大林委員

市が先導して指導してやっているこういう人権啓発活動、教育活動って一体何なのかというふうな信頼性にも関わる大きな問題じゃないかと思います。きちんとした対応がされるのかどうかというのを市民が見ているんだろうと思うんですけどね。だから、ここははっきりとした、まさにこれ、さっき言うような外部相談員とか、あと弁護士を含めたそういう第三者機関を導入するとかという、やっぱり何らかの外から見て分かりやすいような対応の仕方というのが、これをやっぱりきちんとやらないといけないと思うんですね。

ですから、これはぜひ実行していただきたいというような強い、委員からの意見もあったということを踏まえていただけたらということです。

○溝口会長

ありがとうございました。ほかにございますか。

○安成委員

私、46ページのところなんですけど、性教育もあるんでしょうけれども、男の子たちの性欲があったときのブレーキのかけ方というようなことも具体的に示していただくと、ただ性暴力根絶に向けた取組を進めたい中で、それをきちんと、そういう性欲

のコントロールができるような人を育てていかないと、もう今いろんな、政治家の人、プロ野球の人たちも、いろんな意味での性暴力が報道されていますけれども、かなり社会的に高いところにいらっしゃる方たちも、今、議員の中にも事件が出ておりますので、そういう根本的なところを押さえて、しっかりと具体的に教育、こういう気持ちがあるけど、そういうときやってはいけないんだよとか、女性に対して何でも対象になってしまう、そういうことをきちんと具体的に表現していただきたいと思うし、教育に当たっていただきたいと思うので、ここをきちんと強く対処していただきたいなと思います。

○溝口会長

ありがとうございます。ほか、ございませんか。

○川邊委員

簡単に。いろんな研修会をやって、基本、何人参加しましたよとか、特にコミュニティ別研修会、ああいうやつなんか、結局動員なんです。区に、何人出せと言われるわけですよ。で、しぶしぶ、あんた行って、あんた行ってって言うところですけど、これって本当に意味があるのかなと、そういうことを逆に一回やめたら一体何人来るのか。来ないということは魅力がないんですよ、研修のテーマに。そこまで一回よく考えてください。集まりました、動員かけたらそういうふうにと。ちょっと私も疑問に思うときはある。本当にいいテーマだったら、行こうかという気になるはず。その辺は、一回トライするとか、動員かければ大体来ますしね、協力は皆さんしますから。それで行くということは、それなりに効果があると。確かに聞く人はいますからね。でも、本当に聞かないかん人が来ているのかと、そこがちょっと疑問に思うところがありますので。よろしくお願いします。

○溝口会長

ありがとうございました。

では、今いただいた意見を、少しこの意見として補充していただいたりということをお願いしたいと思っています。コミュニティ別研修の在り方や啓発、募集の仕方、それから規範意識での保護者へのもっと強い意識づけみたいなこととか、先ほど言われた性欲のコントロールというところまで、なかなか学校でも学習はしていない状況にあると思うんですよね。それを含めて、踏み込んだ形で、デートDVになるんですね、話をしていくんですが、なかなかそこまではやっていないのが現状じゃないかと思うんですが、そのことが今の時期だと必要だなというのは感じますね、お話を聞いて

ているとですね。

それから、職員の相談体制というのが、もっと充実できるような形で進めていただけるような意見にしていいただければありがたいなと思っています。市の取組のためにということで、けっこう厳しいというか、指摘もあったと思うんですが、そこはしっかりと踏まえていただいて、今後の活動に生かしていただいたらいいんじゃないかなと思っています。

本日は改めてどうもありがとうございました。お願いします。

○永野課長

ありがとうございました。

そしたら、議題2に移らせていただいて、よろしいでしょうか。

○溝口会長

はい。

○永野課長

それでは、議題2ですが、総括的意見についてということで議題（2）で挙げておりますが、本来総括的意見を、今回文案をお示しするつもりだったんですが、もう少し皆さんから意見をいただかないと、まとめるのも難しいかなと思ったので、今回は回答を出しておりませんで、今いろいろ意見を出していただいたので、大分ヒントがあったかなと思うのですが、今のこの報告書に対する意見以外にも、最近の人権状況とかそういったところで、特に感じられる部分があることとかあれば、委員の方々から何かご意見をいただけると、それを基にいろいろできるかなというところもあって、本当は少し時間を取りかかったんですが、もう時間も少しオーバーしておりますので、もしあれば、一つ二つでも何かご意見を出していただければなというところでございます。

○溝口会長

ちょっと最近の人権状況は多々あると思うのですが、その中でも気になるところとか、ここは少し総括意見としても挙げてもいいんじゃないかなというのがあったら、今ご意見をいただきたいということですが。どうでしょうか。

○安成委員

地域別の人権集会のときのコメントを聞いても、よかったし、毎回、何でしょうか、教育……。

○永野課長

教育事務所です、はい。

○安成委員

教育事務所さんの、いろんなご説明もとてもよかったと思うんですけども、あれをプリントというか、パワーポイントを資料としてみんなに配布していただくといいなと思うんですけども、どんなでしょうか。

○永野課長

そうですね、ちょっとすぐには、先生方が使っている資料を皆さんに配布いただけるものと、映写はできても配布できないものとかもいろいろあったりするので、その辺個々に、講師の先生とお話ししながら。

○安成委員

個人的にお願いすれば頂けるのでしょうか。

○永野課長

お渡ししている場合もございます。特にご要望があつてですね。

○安成委員

この間、マジョリティーの多数派と少数派のあれがあつたですけど、そのことをもうちょっと詳しくお聞きしたいなと思ったので。とても私は人権の地域別はいいと思いますけど、さっき川邊委員がおっしゃったように、人数が限られているというのがとても残念に思います。

○溝口会長

その辺もですね、何か今後のアピールとして触れていただけるといいのかもしれませんがね、総括意見の中にですね。

ほか、ございませんか。

そしたら、今日の後半の論議とかも含めて、それから提起いただいた中身も含めて、少し総括の中に反映していただけたら、見通しの持てるものにもつながっていくんじゃないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

では、次に進みます。

その他について何かございますか。

○永野課長

では、その他について説明をさせていただきます。

まず、今日、「第三次大野城市人権教育啓発基本指針」と、「第三次大野城市人権教育啓発基本指針に基づく実施計画」を新たにお配りさせていただくと聞いており

ます。これは、前回文言の修正等に伴う改定ということでご承認をいただきましたので、承認いただいた内容について、修正をしたものを作成いたしまして配付をさせていただいておりますので、次回からこちらをお持ちいただければと思います。前の分はもう必要なければ、持ってきていただければこちらで処分いたしますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目ですが、本日いただいご意見を基に、最終的な令和5年度の進捗状況報告書案をまとめて、次回第3回の会議でお示しさせていただきたいと思います。その際には、本日総括的意見は時間がなかったのでできませんでしたが、まとめたところで提示をさせていただきたいと思っております。

第3回会議は、9月9日月曜日14時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。次回の会議で今年度の審議を終了する予定としておりますので、最後のまとめとしての審議となるよう、皆様のご協力をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○溝口会長

では、以上で、今回の会議を終わっていきたいと思うんですが、もし言い忘れたというのがありましたら。よろしいでしょうか。

では、今日の審議、本当にありがとうございました。

では、事務局から最後お願いします。

○高地係長

委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

4 おわりのことば 永野課長

5 閉会

〔閉会 11時10分〕